

授業の玉手箱

英語の音声指導における一考察

夫 明美

今回は音声指導についていくつかの側面から考える機会を共有したいと思います。「使える英語」や「発信型英語」という指針のもと、「聞くこと」「話すこと」が重点化される昨今、音声指導は非常に重要ではないでしょうか。高等学校学習指導要領には、言語活動を効果的に行うため、次のような事項が指導の配慮として掲げられています。

1. リズムやイントネーションなどの英語の音声的な特徴、話す速度、声の大きさなどに注意しながら聞いたり話したりすること。(コミュニケーション英語Ⅰ、英語表現Ⅰ、英語会話)
2. 英語の音声的な特徴や内容の展開などに注意しながら聞いたり話したりすること。(コミュニケーション英語Ⅱ、英語表現Ⅱ)
3. 音声指導の補助として、発音記号を用いて指導することができること。(各教科にわたる指導計画の作成と内容の取り扱い)

1は音声学的には超分節音素に関するものです。その一つのリズムについては、日本語は全ての音節でリズムを作る音節拍リズムであるのに対して、英語は強い音節でリズムを作る強勢拍リズムとなります。強勢をもち、強く長めに発音される音節が一定のリズムに則って現れることを意味します。(以下の例文は『Sounds Make Perfect』英宝社より引用) ●は強勢あり、○は強勢なしを表します。

(日本語) すももをたべた (7音節)

●●●●●●●

えみこはあかいすももをたべた

●●●●●●●●●●●●●●●● (14音節)

(英語)

Tim eats plums. (3音節)

●●●

Tim eats some plums. (4音節)

●●●●

Tim is eating some plums. (6音節)

●●●●●●

Tim will be eating some of his plums. (9音節)

●●●●●●●●●

中学生や高校生に対してこれらの現象の背後にある理論的なことを説明するのは、授業時間の制限などもあり、非現実的であるかも知れません。しかし、例文を設定して、授業のウォームアップ時間などを利用して、メトロノーム(手元にない場合は、先生による手拍子)を用いてリズム学習をすることも可能であり、有益です。強い音節があるところにメトロノームの音(もしくは手拍子)がくるようにして下さい。このためだけに文例を用意することは必須ではありません。リーディングや文法クラスの各単元におけるターゲットセンテンスをルールに当てはめてモデルを提示したあとに、復唱を繰り返すと、耳からも口からも学習することになるかと思えます。

2にある「英語の音声的な特徴」は、1にある内容を踏まえ、「リズム」「イントネーション」「話す速度」「声の大きさ」を指すと学習指導要領解説にあります。

3に関しては個々の音である分節音素の学習が欠かせません。日本語と英語では、母音においても子音においても異なる音韻体系を持ちます。英語には [a] [ɔ:] [ə] [f] [v] [θ] [ð] など日本語には存在しない音素も多くあります。

また、英語では日本語の撥音「ん」と促音「っ」以外に見られない子音連続が頻繁に起こりますが、「撥音と促音以外、子音連続は起こらない」という日本語のルールの感覚から、英語の発音

に不要な母音挿入が起こり、「カタカナ英語」のような発音で発声してしまいます。例えば desk [désk] という1音節の単語内の各子音の後に母音を挿入して、「デスク」([desuku]) という3拍の語を作ってしまうことです。また、個々の音や日本語には存在しない音に慣れるためには、その音素を取り出したミニマルペアなどの練習を地道に重ねていくことも有効ではないでしょうか。

そして、単語の発音練習は、日本語とは異なる綴りと音とを関連づけて学習することが、語彙の習得にもプラスに働くのではないかと思います。

今回ご紹介したことは断片的ではありますが、今後も本学主催の勉強会やニュースレターを通して、さまざまなアイデアをみなさまと共有する機会を持ちたいと思います。

参考資料

高等学校学習指導要領(外国語)平成21年度3月告示 文部科学省
今井由美子 他(2010)『Sounds Make Perfect』英宝社

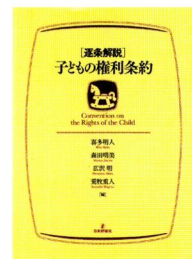
書籍紹介

『逐条解説』子どもの権利条約』

喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人 著(2009)
日本評論社 2,400円+税

本書は、子どもの権利条約が国際連合で全会一致により採択されて20年目にあたる昨年のクリスマスに初版が刊行されました。各条についての解釈と資料の選択は丁寧になされています。また、本書の最初の部分には、条約が採択されて以降、そして現在のわが国の状況を、教育分野、福祉分野、少年司法分野、また子どもに関わるNPOや行政の取り組みについて、それぞれの分野に関わる筆者達により、分かりやすく記述されています。

今年の5月～6月にかけて、国連・子どもの権利委員会において第3回日本政府報告書の審査が行われました。1998年、2004年の前2回の審査では、日本の学校制度の、過度に競争的な性質といじめを含む学校での暴力に懸念が示されたところですが、子どもたちが自尊感情を抱き、自己を肯定的にとらえることへの支援が一層求められる今日、本書は子どもの権利条約を読み返す際のHandbookの一冊になると思われます。(中垣芳隆)



編集後記 Teaching is a Work of Heart.

教員養成センター Newsletter 第2号が夢叶う七夕の日の発行となった。Newsletterの発行に留まらず、HPの充実、学生には教職サークルというゼミ活動の一年生次からの実施、8月には教員免許状更新講習の実施と、小規模大学の教職課程ではあるが、誠心誠意、全力で様々な活動に取り組んでいる。不十分で行き届かないことも多々あるだろうが、学校現場に役立つことを少しでもできればと願っている。「教えるということは心が生み出すもの」を忘れず、本学生の spirit(熱情)、heart(こころ)、mind(思考力)を大切に、OJCオリジナルの創意工夫のある活動や確かな指導力に裏打ちされた教育を行っていきたい。(ひ)



大阪女学院大学・大阪女学院短期大学
教員養成センター Teacher-training Center
540-0004 大阪市中央区玉造2丁目26番54号
Tel: 06-6761-9371 Fax: 06-6761-9373
Homepage: http://www.wilmina.ac.jp/ojc/edu/ttc
e-mail: ttc@wilmina.ac.jp